

沖縄県実施方針における休業要請の 部分的解除及び県の対応について

令和2年5月11日

沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部

施設の利用制限（休業要請）について

（※現時点において、沖縄県の緊急事態宣言は5月31日まで）

- 実施方針における休業要請期間は5月20日（水）まで
- 休業要請の解除は、新規患者数、感染経路不明の患者数、入院患者数、PCR検査陽性率、重症化率、重症者病床使用率、病床使用率の指標等を総合的に勘案して県が判断
- 休業要請解除に向け、業種・施設毎の感染予防ガイドライン策定及び遵守
- 新規感染者ゼロが11日間続くなど、上記指標の状況を踏まえると、感染状況に落ち着きが見られることから、感染対策の徹底を条件に、休業要請を部分的に解除
- 休業要請の部分的解除は、5月14日以降

部分的解除の施設等について

1 部分的解除の対象外施設

- 遊興施設のうちキャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、性風俗店、デリヘル（接待・接触をともなう営業に使用する施設）

2 感染対策を徹底することにより、部分的に解除する施設

- 上記1以外の施設で、感染対策を徹底するためのガイドラインを作成し遵守していることを条件に、5月14日（木）以降営業再開可能
- ただし、飲食店においては、適切な感染防止の観点から、酒類の提供は夜9時まで、営業は夜10時までとすることを要請

3 学校等

- 引き続き、県立学校については、分散登校等「3つの密」を避ける等の感染対策を徹底した上で、週に1, 2回程度登校日を設け、5月21日（木）より再開
- 市町村立や私立学校等についても、同様の取扱を要請

感染拡大予防ガイドラインの必須記載事項①

1. 基本的な感染拡大予防策 (1) 感染症防止のための入場者整理の方法	(飲食店等の事例)
①密にならないための対策	・店内が混雑しないよう、必要に応じて入場制限を実施する。等
(2) 対人距離の確保の方法 ①発熱等の症状のある方の入場制限方法等	・発熱や咳、頭痛等の症状がある方については入店をお断りする。等
②飛沫感染対策	・カウンターなどで席が対面となる場合、透明ビニールカーテン等で遮断する。等

感染拡大予防ガイドラインの必須記載事項②

(3) 施設の換気対策	・ 常時、換気対策を十分にとる。等
(4) 施設・設備・物品等の消毒対策	・ 複数の人が触れる場所は適宜消毒を行い、テーブル、ドアノブ、タブレット、レジなどの高頻度に接触する箇所は、特に注意して消毒を行う。等
(5) その他基本的な感染拡大予防対策	・ ハンドドライヤーは止め、パーパータオルを設置する。 ・ トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう、表示する。等
2. 各業種（または店舗）独自の感染予防対策	※上述の基本的な対策以外で、各業態に応じて実施可能な対策を記載

県民の皆さまへ

1 外出自粛の要請（当面の間）

- 不要不急の県外から県内、県内から県外への渡航自粛
- 本島一離島、離島一離島の緊急時を除く渡航自粛
- 『三つの密』を徹底的に避けるための外出の自粛
- 特に、接待・接触を伴う飲食店等を避ける。

2 新しい生活様式（緊急事態宣言終了後も継続して行うこと）

●まめにうがい、手洗い、手指消毒、咳エチケット

●人との間隔は2メートル

●マスク着用の徹底を

●テレワークや時差出勤でゆったりと

など

3 相談・受診の目安（5月8日 厚生労働省公表）

少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐに御相談を！

- ◆息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ◆重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
- ◆上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

県の対応

- 感染症指定医療機関、重点医療機関、協力病院との連携による適切な入院医療の提供体制の確立
- PCR検体採取センターの各圏域設置等検査体制の強化
- 移入例を持ち込ませないための水際対策の徹底（空港ターミナル、市町村や医師会等関係団体等との連携）
- OISTや県立病院等と連携の上、沖縄県独自の抗体検査をエリア毎に実施
- これまでの感染拡大防止対策を検証し、第2波、第3波に備えた体制の確立